

令和7年台風第15号による被災者の皆様への 生活支援窓口のご案内



住まいや身の回りのこと

1 罹災（りさい）証明書の発行

- ◆ 罹災証明書は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するもので、税金の減免、各種支援金・融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 詳しくは 📞 牧之原市社会福祉課地域福祉係（電話：0548-23-0070）

2 被災した住宅の応急修理（緊急）

- ◆ 災害により「準半壊」以上相当の住宅被害を受けた世帯に対し、雨水の侵入等による被害の拡大防止のため、屋根、外壁等にブルーシートの展張等の修理を行います。
※災害発生から1か月以内に町への申請及び工事完了が必要
※指定登録業者へ直接連絡し、依頼してください。
- ◆ 詳しくは 📞 牧之原市都市住宅課住宅政策係（電話：0548-53-2633）

3 災害ごみの受入、収集等

- ◆ 災害により発生したゴミについて、一時的に仮置場を設置し、受け入れています。また、市内建設業者がガレキ等の回収を行います。
- ◆ 詳しくは 📞 牧之原市環境課環境衛生係（電話：0548-53-2609）

4 災害ボランティアの依頼

- ◆ 家の中の片付け作業や瓦礫やゴミの運搬など、ボランティアに依頼したい困りごとをお聞きしています。
- ◆ 詳しくは 📞 牧之原市社会福祉協議会榛原事務所（電話：0548-22-5187）



お金のこと

住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の罹災証明書を交付されている方が利用できる住宅復旧のための建設資金又は購入資金に対する融資です。
- ◆ 詳しくは 📞 住宅金融支援機構（電話：0120-086-353）



役所の手続のこと

牧之原市版＜牧之原市にお住まいの方へ＞

1 国税の特別措置

- ◆ 国税の税制上の措置として、「所得税等の軽減」、「納税の猶予」などを受けられる場合があります。
- ◆ 詳しくは 🐾 島田税務署（電話：0547-37-3121）

2 県税の特別措置

- ◆ 被災された方に対して、県税（個人事業税、自動車税、不動産取得税※等）の申告等の期限延長、減免、徴収の猶予の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは 🐾 ※印の税については 県藤枝財務事務所（電話：054-644-9116）
それ以外については 県静岡財務事務所（電話：054-286-9112）

3 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険税(保険料)、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。
- ◆ 詳しくは 🐾 牧之原市税務課（電話：0548-23-0035）

4 公共料金の減免措置

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。各事業者へご確認ください。

5 年金証書等を紛失した場合、年金保険料の免除

- ◆ 年金証書を紛失した場合は、再発行されます。また、年金手帳、基礎年金番号通知書を紛失した場合は、基礎年金番号通知書が再発行されます。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除される可能性があります。
- ◆ 詳しくは 🐾 島田年金事務所（電話：0547-36-2211）
牧之原市国保年金課国保年金係（電話：0548-23-0023）



その他お困りごと、
どこに相談したらよいか
分からない場合は 🐾

総務省 静岡行政監視行政相談センター
☎054-254-1100（受付時間：平日9:00～16:45）

（注） この案内に掲載している情報は令和7年9月17日時点のものです。
最新の情報は必ず担当窓口にご確認ください。